

JAAAセミナー

実務者のための

「消費税のインボイス制度【消費税の適格請求書等保存方式】」説明会

2020年12月3日
一般社団法人 日本広告業協会

(未定稿)

インボイス説明資料

令和2年12月
財務省主税局税制第二課

消費税の税額計算と仕入税額控除について

○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「**仕入税額控除**」

○仕入税額控除の要件

現行制度

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した 帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

(ポイント)

軽減税率制度の実施後(2019年10月～)、仕入税額控除のために保存が必要となる請求書等が変わりました。また、その4年後(2023年10月)からは、「インボイス制度」に変わります。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における
暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項
が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

（ポイント）

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- 免税事業者でも発行可能
- 区分記載請求書の“交付義務”はない

（ポイント）

- 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

支払通知書のインボイス対応（イメージ）

- 区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式においても、仕入明細書による仕入税額控除が認められる。その場合、以前（請求書等保存方式）同様に課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限られる点に留意。
- 区分記載請求書等保存方式による追加事項：**①軽減対象資産の譲渡等である旨**
②税率ごとに区分して合計した支払対価の額
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）による追加事項
：**上記①② + ③課税仕入れの相手方の登録番号 ④適用税率及び消費税額等**
- 仕入明細書の記載事項は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類（例えば納品書と支払通知書など）全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類をインボイスとすることが可能。

以前（請求書等保存方式時）使用されていた支払通知書

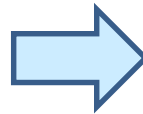
支払通知書
《4月分》 ○年○月○日

●●(株)御中 (株)△△

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		226,800円		
月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)
4	1	仕入	123	2,600
	3	仕入	456	5,900
	4	仕入	789	30,000
			...	
合計	仕入額		税率	消費税額等
	210,000円		8%	16,800円

課税仕入れの相手方の確認を受けたことを示す文言



仕入伝票(納品書)
○年4月1日 伝票No.123
(品名) (数量) (税抜金額)
食品 1 2,000
日用品 1 600

軽減税率制度・インボイス制度対応

支払通知書
《4月分》 ○年○月○日

●●(株)御中 (株)△△

登録番号: T123456...

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		229,000円		
月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)
4	1	仕入	123	8% 2,000
				10% 600
	3	仕入	456	8% 5,900
	4	仕入	789	10% 30,000
			...	
合計	仕入額		消費税額等	
	8%対象 100,000円		8,000円	
10%対象 110,000円		11,000円		

課税仕入れの相手方(売り手)の登録番号を記載

税率ごとに分けて作成することも可能

仕入伝票(納品書)
○年4月1日 伝票No.123
(品名) (数量) (税抜金額)
食品※ 1 2,000
日用品 1 600
(注)※は軽減税率対象

インボイスの端数処理ルールと記載例について

- 現行の区分記載請求書では、消費税額が記載事項になっていないため、端数処理のルールは定められていない。
- 一方、インボイスでは、端数処理のルールが定められており（一のインボイスにつき、税率の異なるごとに1回）、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになる。
- 以上のことから、明細行ごとの端数処理等を行っている場合には、請求書等に係るシステム改修が必要となる。

<記載例①（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）>

【区分記載請求書】

請求書				
〇〇(株) 御中				
〇年〇月〇日				
(株)△△				
請求金額（税込み） 60,195円				
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814
			受領額	

合算

(注) 納税額（売上税額）は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。この場合、実際の納税額は、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8/108 \div 2,164$ となる。

【インボイス】

請求書				
〇〇(株) 御中				
〇年〇月〇日				
(株)△△				
請求金額（税込み） 60,197円				
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	(注) -
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
肥料	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815
			受領額	

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意（8%対象：2,163 ⇔ 2,164）。

<記載例②（税込金額を基に消費税額を計算する場合）>

【区分記載請求書】

請求書

〇年〇月〇日

〇〇(株) 御中

(株)△△

請求金額（税込み）60,195円

※は軽減税率対象

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

(注) 納税額（売上税額）は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。

【インボイス】

請求書

〇年〇月〇日

〇〇(株) 御中

(株)△△
(T123…)

請求金額（税込み）60,195円

※は軽減税率対象

品名	数量	単価	金額(税込)	消費税額
トマト ※	83	167	14,969	(注1)－
ピーマン ※	197	67	14,254	－
花	57	77	4,827	－
肥料	57	417	26,145	－
8%対象計		受領額	29,223	2,164
10%対象計			30,972	2,815

(注1) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。
(注2) 個々の商品ごとの税込金額については、税抜金額に消費税額を加えることにより算定している。

何をインボイスとするか①

ケース1 各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス
○
保存義務
買手:○ 売手:○

○株式会社 御中		納品書		RO. 7. 5 No.A	
品名	税抜金額				
かんづめa1※	35				
かんづめa2※	35				
発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	70	8%	5	75	
10%対象合計	46	10%	4	50	
登録番号:T1234...					
※は軽減税率対象品目 ■株式会社					

インボイス
○
保存義務
買手:○ 売手:○

○株式会社 御中		納品書		RO. 7. 20 No.B	
品名	税抜金額				
かんづめb1※	35				
かんづめb2※	35				
発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	70	8%	5	75	
10%対象合計	46	10%	4	50	
登録番号:T1234...					
※は軽減税率対象品目 ■株式会社					

インボイス
×
保存義務
買手:× 売手:×

○株式会社 御中		請求書		RO. 7. 31	
今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。					
請求金額		:	250	(税込金額)	
■株式会社					

ケース2 月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス
×
保存義務
買手:× 売手:×

○株式会社 御中		納品書		RO. 7. 5 No.A	
品名	税抜金額				
かんづめa1	35				
かんづめa2	35				
発泡酒	46				
合計	116				
■株式会社					

インボイス
×
保存義務
買手:× 売手:×

○株式会社 御中		納品書		RO. 7. 20 No.B	
品名	税抜金額				
かんづめa1	35				
かんづめa2	35				
発泡酒	46				
合計	116				
■株式会社					

インボイス
○
保存義務
買手:○ 売手:○

○株式会社 御中		請求書		RO. 7. 31	
(納品日)	(品名)	(税抜金額)			
7月5日	かんづめa1※	35			
⋮	⋮	⋮			
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	140	8%	11	151	
10%対象合計	92	10%	9	101	
請求金額				252	
登録番号:T1234...					
※は軽減税率対象品目 ■株式会社					

(注)各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

何をインボイスとするか②

ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 5 No.A				
保存義務	品名	税抜金額	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回		
買手:○ 売手:○	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
※は軽減税率対象品目 ■株式会社					

インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 20 No.B				
保存義務	品名	税抜金額	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回		
買手:○ 売手:○	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
※は軽減税率対象品目 ■株式会社					

インボイス	請求書	
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 31	
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。	
買手:○ 売手:○	請求金額	250 (税込金額)
	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B	
登録番号:T1234... ■株式会社		

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする
(注) 各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	納品書	
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 5 No.A	
保存義務	品名	税抜金額
買手:○ 売手:○	かんづめa1※	35
	かんづめa2※	35
	発泡酒	46
	合計	116
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社	

インボイス	納品書	
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 20 No.B	
保存義務	品名	税抜金額
買手:○ 売手:○	かんづめb1※	35
	かんづめb2※	35
	発泡酒	46
	合計	116
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社	

インボイス	請求書				
○(※)	○株式会社 御中 RO. 7. 31				
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。				
買手:○ 売手:○	請求金額	252 (税込金額)			
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
	8%対象合計	140	8%	11	151
	10%対象合計	92	10%	9	101
	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B				
登録番号:T1234... ■株式会社					

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

何をインボイスとするか③

ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

③月次請求書において納品書単位で端数処理する
※月次請求書に合計消費税額の記載なし

インボイスに記載された消費税額は、請求書:18円

インボイス
○(※)
保存義務
買手:○
売手:○

納品書	
○株式会社 御中	RO. 7. 5 No.A
品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46
合計	116
※は軽減税率対象品目 ■株式会社	

インボイス
○(※)
保存義務
買手:○
売手:○

納品書	
○株式会社 御中	RO. 7. 20 No.B
品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46
合計	116
※は軽減税率対象品目 ■株式会社	

インボイス
○(※)
保存義務
買手:○
売手:○

請求書				
○株式会社 御中	RO. 7. 31			
今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。				
請求金額	250 (税込金額)			
納品日	納品書	税抜金額(合計)	税率	消費税額
7月5日	No.A	70	8%	5
		46	10%	4
7月20日	No.B	70	8%	5
		46	10%	4
登録番号:T1234... ■株式会社				

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

(注)各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

適格請求書等保存方式における特例について

- 適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。
- ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のものは、適格請求書の交付義務が免除される。
- また、適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合は、（売り手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能となる。

適格請求書の交付義務免除

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等に委託して行う農林水産物の譲渡
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

帳簿のみ保存で仕入税額控除可能

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 入場券等が回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

≪帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等≫

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）					
XX年 月日		摘要		税区分	借方(円)
4	3	J R ● ●	運賃 公共交通機関	10%	300
4	4	〇〇地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

**適格請求書等保存方式における
事業者の売上税額・仕入税額の計算方法**

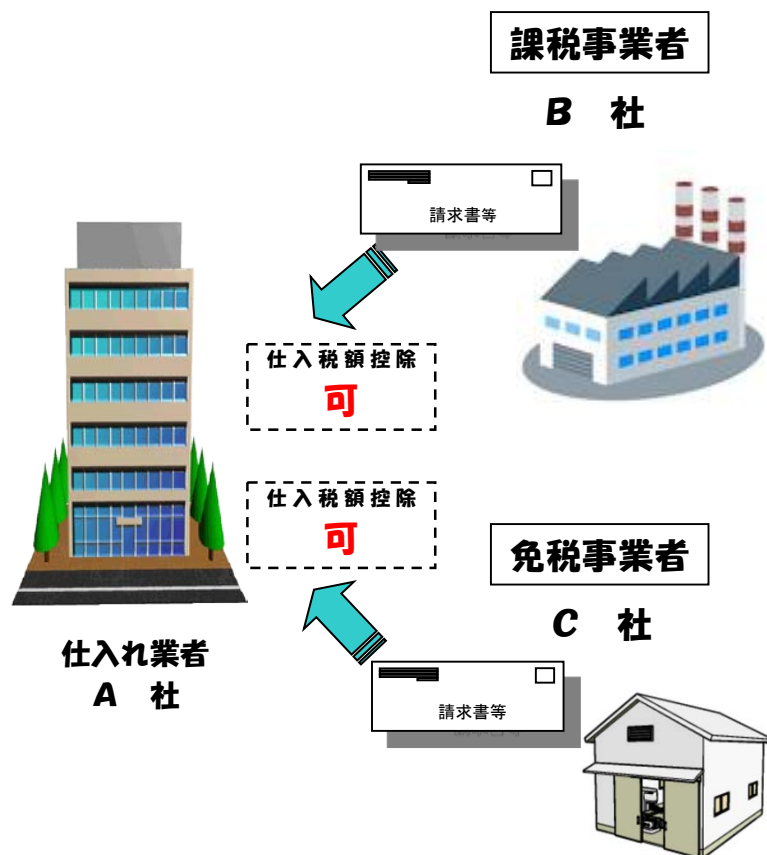
【売上げに係る消費税額】

【仕入に係る消費税額】

計算方法	適用	計算方法
割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税標準額 (税抜) $\times 7.8/100$ (軽減税率対象の場合は $6.24/100$)	○	積上げ計算 適格請求書等に記載された消費税額※の合計額 $\times 78/100$ ※適格請求書の保存を要しない課税仕入れについては、課税仕入れの 都度、端数処理（切捨て又は四捨五入）した後の金額
	○	帳簿上での積上げ計算 (課税仕入れの都度、端数処理（切捨て又は四捨五入）した 後の課税仕入れに係る消費税相当額を帳簿に記載している 場合) 帳簿に記載した消費税相当額の合計額 $\times 78/100$
	○	割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る 支払対価の額（税込） $\times 7.8/110$ (軽減税率対象の場合は $6.24/108$)
積上げ計算 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 $\times 78/100$	○	積上げ計算
	○	帳簿上での積上げ計算
	×	割戻し計算
割戻し計算と積上げ計算を併用	○	積上げ計算
	○	帳簿上での積上げ計算
	×	割戻し計算

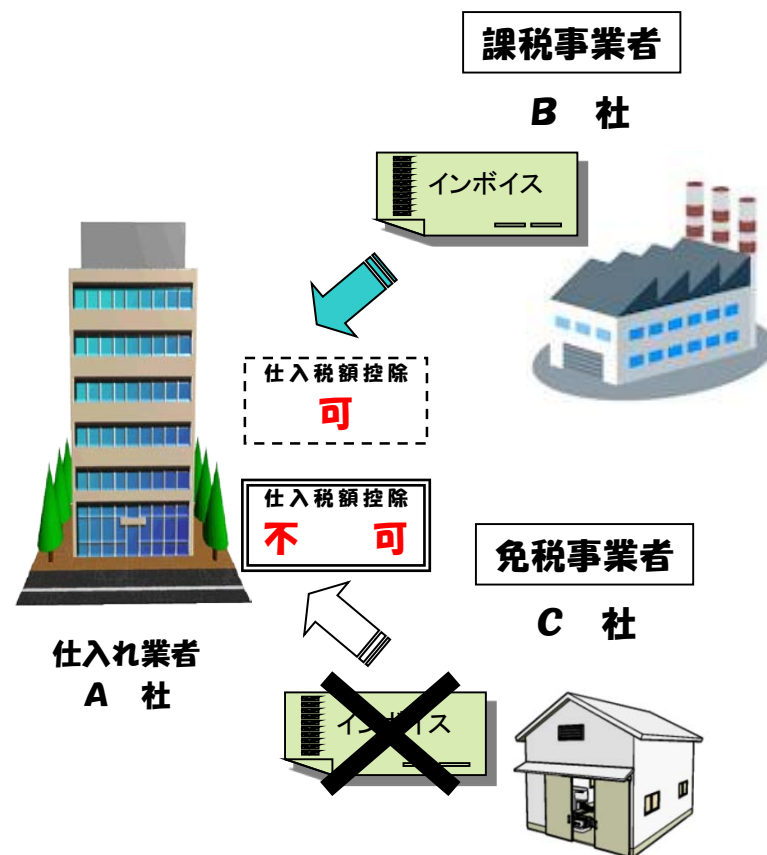
インボイス制度の導入が免税事業者に与える影響

現行制度



※ 現行制度においては、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除可。

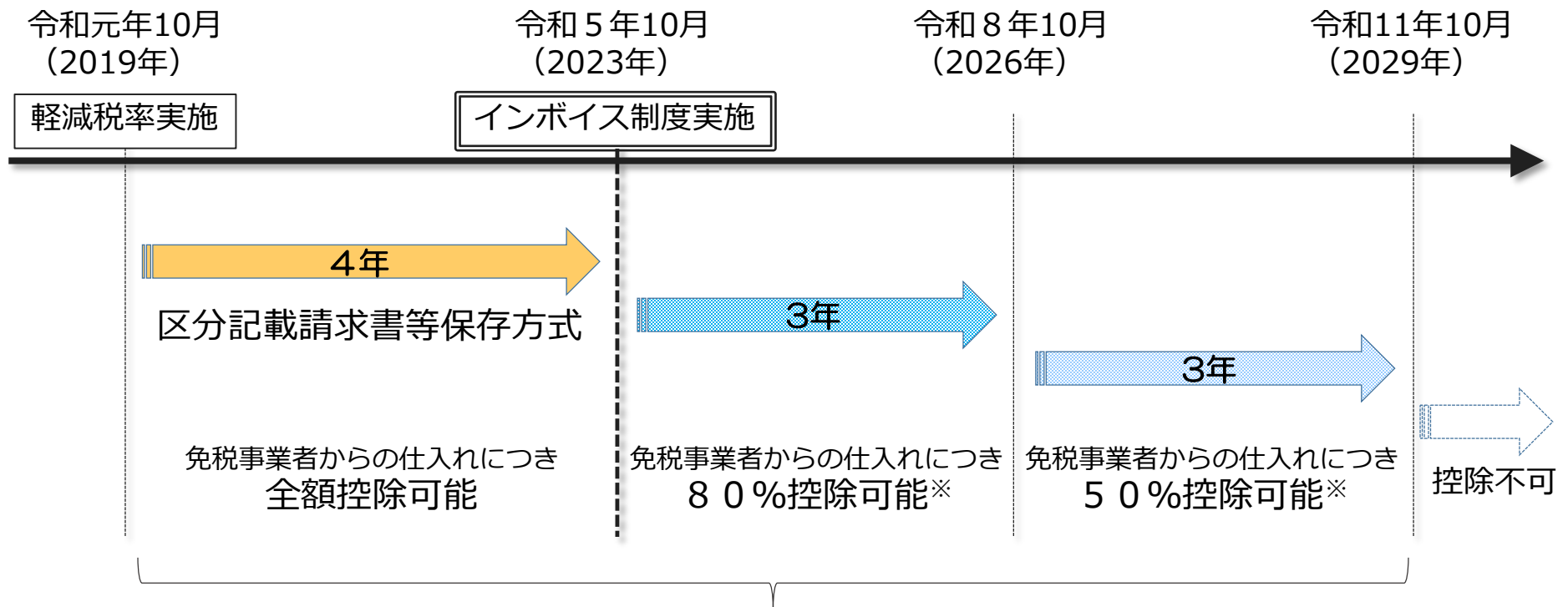
インボイス制度導入後



※ インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れについては、インボイスの保存ができないため、仕入税額控除ができない。

インボイス制度実施に当たっての経過措置について

- インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。
- しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられている。

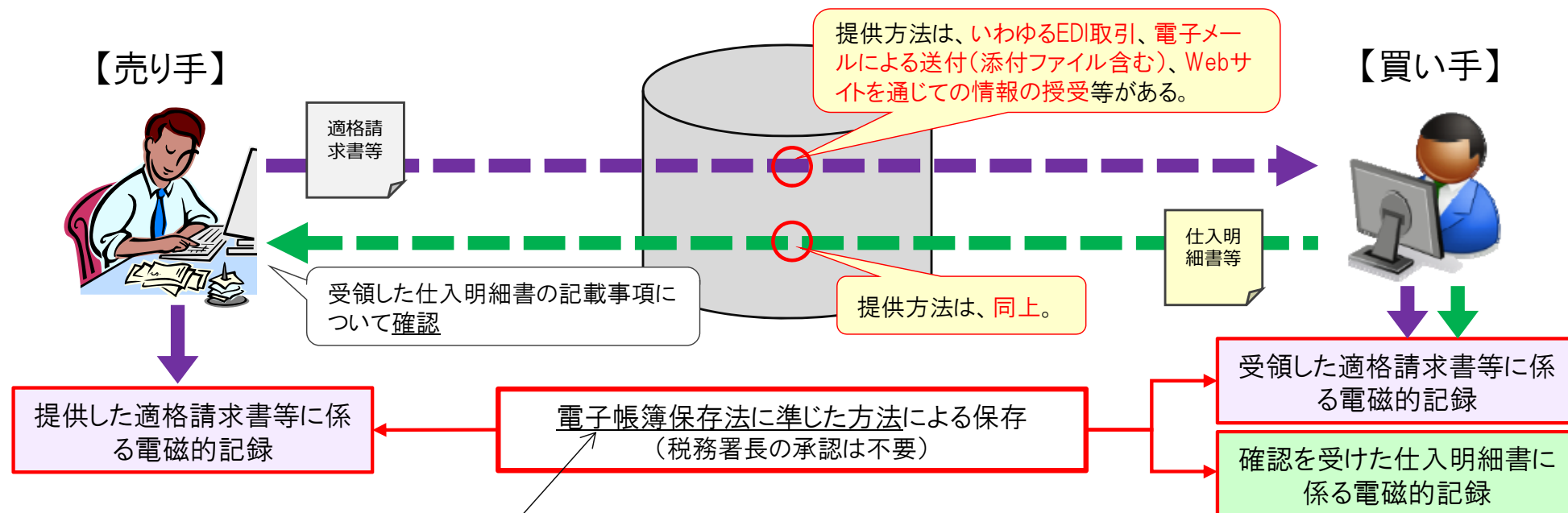


インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の可否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

適格請求書等の電磁的記録による提供について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- その際、提供した（提供を受けた）電磁的記録については、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となる。（税務署長の承認は不要）
- 仕入明細書のように買い手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売り手の確認を受けたものを電子帳簿保存法に準じた方法により保存することで、仕入税額控除が可能となる。



次の①～④を満たす方法

- ① 電磁的記録について次のイ～ハに掲げる措置のいずれかを行うこと
 - イ タイムスタンプを付す（電帳規 8 ①一・二）
 - 訂正削除について一定の要件を満たすシステムを使用する（電帳規 8 ①三）
 - ハ 訂正削除防止に関する事務処理規程を定める（電帳規 8 ①四）
- ② システム概要書等の備付け（電帳規 3 ①三、8 ①）
- ③ 操作説明書の備え付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保（電帳規 3 ①四、8 ①）
- ④ 検索機能の確保（電帳規 3 ①五、8 ①）

（注）整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする予定。

区 分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	T+法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	T+13桁の数字 ^(注)

（注）13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

○ 申請手続の概要

